



子育て世代応援プロジェクト

子どもはぐくみ医療費助成 10月から助成対象を拡大します



現在、満15歳に達する日以後の最初の3月31日(中学校修了)までのお子様の保険診療にかかる自己負担分の医療費助成を行っていますが、令和4年10月1日から助成対象を満18歳に達する日以後の最初の3月31日までのお子様まで拡大することとなりました。所得制限はありません。

【新たに助成対象となる方】

市内に住所を有する平成16年4月2日から平成19年4月1日生まれのお子様で、健康保険に加入していることが必要です。

【対象となるお子様の申請手続きが必要です】

対象となる方には、4月中旬に申請書類をお送りしています。申請がまだお済みでない方は、至急申請してください。すでに申請がお済みの方には、**9月末日までに子どもはぐくみ医療費受給者証(藤色)をお送りします。**

※申請書類が届いていない場合はお問い合わせください。
※重度心身障害者等医療費受給者証をお持ちの対象者の方は、**重度医療が優先となりますので、手続きは必要ありません。**

【お問い合わせ先】

市保険年金課医療・年金担当(市役所1階④番窓口)
☎32・4120/FAX35・0173
Mail:hokennenkin@city.komatsushima.i-tokushima.jp



低所得の子育て世帯に対する 子育て世帯生活支援特別給付金

(ひとり親世帯以外分)の申請について

【支給対象者】

- 令和4年4月分の児童手当または特別児童扶養手当の支給を受けている方であって、令和4年度市民税均等割が非課税である方(7月に申請不要で支給済み)。
- 1のほか、対象児童(令和4年3月31日時点で18歳未満の子(障がい児については20歳未満)※)の養育者であって、以下のいずれかに該当する方(要申請)。

※令和4年4月以降令和5年2月末までに生まれる新生児も対象となります。

- 令和4年度分の市民税均等割が非課税である方。
- 新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、令和4年度分の市民税均等割が非課税である方と同様の事情があると認められる方(家計急変者)。

【お問い合わせ先】市児童福祉課(市役所1階⑩番窓口)

☎32・2114/FAX32・3738

Mail:jidoufukushi@city.komatsushima.i-tokushima.jp

【支給金額】

対象児童1人につき5万円を1回に限り支給します。ひとり親世帯分給付金との重複は出来ません。

【提出期限】令和5年2月28日(火)(必着)

【未申告の場合】

所得がなく市民税が未申告の方は、税の申告が必要です。申告の後、市民税均等割が非課税となった場合は、給付の可能性がありますので、下記までご申請ください。

【注意事項】

給付金を受け取った後に、受給資格がないことが判明した場合、返金していただく必要があります。

例:遅れて確定申告を行った結果、市民税課税になった場合や、1人の児童について二重に受給した場合など

